

第10回青森県ふるさとの森と川と海保全創造審議会

議 事 録

日 時：平成18年8月1日（火）

午後1時30分～4時00分

場 所：県庁西棟8階「大会議室」

次 第

1 . 開 会

2 . 委嘱状交付

3 . あいさつ

4 . 組織会

5 . 議 事

(1) 青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例に係る
赤石川流域の保全地域 (案)

(2) 青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例に係る
赤石川流域の保全計画 (案)

6 . 閉 会

第10回青森県ふるさとの森と川と海保全創造審議会議事録

日時：平成18年8月1日（火）午後1時30分～4時00分

場所：青森県庁西棟8階 大会議室

（委嘱状交付式、組織会、県の議題説明、自己紹介等については省略します。）

議 事

佐々木会長 それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。

本日の議題は議事にあります通り、「青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例」に係る赤石川流域の保全地域（案）と保全計画（案）の審議となっております。

それでは、「青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例に係る赤石川流域の保全地域（案）」並びに「青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例に係る赤石川流域の保全計画（案）」及び「地元の意見交換会」における意見等につきまして、事務局の方から説明して頂きます。事務局の方、よろしく願います。

青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例 に係る赤石川流域の保全地域（案）

事務局（豊田GL） 事務局の豊田と申します。よろしくお願い致します。

赤石川流域の保全地域（案）、保全計画（案）の前に、赤石川流域の概要についてご説明申し上げます。

座って説明致します。

資料でございますけれども、A4のペーパー1枚になっておりまして、裏表になっております。読みながら説明申し上げます。

1の赤石川流域の地勢でございますが、赤石川流域は鱒ヶ沢町の西部に位置しております。南北約45km、東西約7kmと非常に細長く、東側で岩木川上流域及び中村川流域に接しており、西側で追良瀬川上流域及び大童子川流域に接しております。また、上流域では山地の地形として、池沼や崩壊地形が見られます。

赤石川ですけれども、青森、秋田の県境に連なっている白神山地のうちの真瀬岳、二ツ森などの山々を源流としており、支流滝川と合流して北流し、津軽沢、恩愛沢川、沼ノ沢川等の支流と合流して赤石地区において日本海に注いでおります。流路延長44.6km、流域面積179.9km²の二級水系の河川でございます。

説明の途中ですけれども、ここで赤石川流域の上流域、中流域、下流域についてちょっと説明致します。

ちょうど良い図面がないのですが、資料1の保全地域（案）のA3判の資料

ですけれども、その3ページに位置図がございます。その位置図の真ん中から少し左側の方に温泉のマークがありますけれども、これが「熊の湯温泉」でして、この、熊の湯温泉から少し上流の方に1号の砂防堰堤があります。河口から1号の砂防堰堤あたりまでをです、下流域としております。それから1号砂防堰堤から上流の赤石堰堤あたりまでを中流域としております。それから赤石堰堤から上流を上流域として一応区分しております。

概要の方に戻りますけれども、赤石川の特徴的な地形ですけれども、中流域から上流域にかけては河床勾配が急であり、津軽沢赤壁の滝などの懸崖やV字渓谷を形成しております。中流域には「青岩」、「白布の流れ」など多くの景勝地や日本百瀑の一つであります「くろくまの滝」があり、自然豊かな溪流となっております。

河川の工作物ですけれども、上流域には東北電力の赤石堰堤があります。中流域では砂防堰堤が数カ所設置されております。また、下流域では河口から赤沢合流点までの区間の一部、あるいは両岸に護岸が見られます。さらに魚類等に配慮して、頭首工には魚道が取り付けられております。また、自然石による水制工、根固工を設置するなど、多自然型川づくりが行なわれております。

河川は、河口部で赤石地区、姥袋地区などの集落を縦断しながら日本海に注いでおり、その左岸部には砂浜海岸が広がっております。

森林の区域ですが、上流域の森林区域は、原生的なブナの天然林が多い地域となっております。ここには多くの植物が多様な植物群落を形成しており、それを背景に豊富な種類の動物が生息しており、きわめて価値の高い自然生態系となっていることから、「白神山地世界自然遺産地域」、「自然環境保全地域」、「白神山地森林生態系保護地域」などの区域に設定されております。

この「白神山地世界自然遺産地域」は、核心地域と緩衝地域の二つの区域に分かれておりますが、とくに核心地域においては、森林生態系の厳正な維持を図る必要から、原則として人手を加えず自然に委ねる地域となっております。なお、この「白神山地世界自然遺産地域」でございますが、各種法制度により厳正に自然環境の保護が行なわれており、追良瀬川同様、今回の赤石川流域の保全地域（案）からも除いております。

この「白神山地世界自然遺産地域」と隣接する中流、下流域の森林区域ですが、ブナを主とする天然林や、スギ、カラマツの人工林の森林となっており、森林の区分としては、「森林と人との共生林」、「水土保持林」に位置付けられている森林の区域でございます。2の赤石川流域の森・川・海の特徴ですが、流域の植生は、上流域では原生的なブナ天然林が主に分布しております。中流域下部では然ヶ岳にはケヤキ林、ヤチダモ林の群落や、アオモリマンテマ、ツガルミセバヤの高山性植物群生が見られます。また、渓谷沿いにはジュウモンジシダ、サワグルミの群落が分布しております。

鳥獣の生息では、上流域には天然記念物のクマゲラ、イヌワシ、シノリガモなどが、下流から中流域にはホンヅルが、また全域でニホンツキノワグマや特別天然記念物のニホンカモシカが生息しております。

河川流域に生息する生物では、上流域にはエゾイワナ、トウホクサンショウウオが生息しています。中流域にはエゾイワナ、ヤマメ、カジカやカジカガエルが生息しています。また、下流域にはヨシノボリ類が生息しております。海岸の区域では河口左岸部に砂丘が見られますが、シロヨモギ、コウボウムギ、ハマナスなどの海浜砂丘植物が生育しております。また、カモ類、カモメ類などの渡り鳥の飛来地としても重要な場所となっております。

次に、保全地域の土地利用、地域文化の概要ですが、森林の上流域の一部は「白神山地世界自然遺産地域」に隣接しております。

中流域は「赤石溪流暗門の滝県立公園」に指定されており、然ヶ岳山麓から上流の区間には白神大然河川公園、自然観察館ハロー白神、赤石溪流ふれあい広場、くろくまの滝遊歩道などが整備されております。また、「銀らの流れ」など赤石川溪流景勝の場所が多くありまして、赤石川の中流域を横断するように県道岩崎西目屋弘前線、いわゆる白神ラインが通っていて、県内外の観光客に利用されております。

下流域の大然付近までは水田や畑地が続いていて、その周辺に集落が点在しております。また、種里集落の山間部には、津軽藩の始祖大浦光信公が築いた種里城址があり、多くの観光客で賑わっております。

河川では、中流域には砂防堰堤などが設置されておりますが、魚道は整備されております。下流域にはサケ・マス孵化場があり、毎年サケ・アユが遡上してきます。赤石川のアユは特に「金アユ」と言われておりますが、アユ釣りのシーズンには多くの釣り客が訪れております。

魚類資源の保護ですが、赤石水産漁業協同組合によって、沼ノ沢川から上流域の津軽沢にかけてエゾイワナの稚魚放流が行なわれており、下流域では、春とか初夏に地元小学校児童によりサケ・アユ稚魚の放流体験学習会が行なわれております。

流域での環境保全活動ですが、これも参考資料の差し替えでお渡ししておりますけれども、ページの56、57に資料として付けております。

下流域では、赤石小学校、南金沢小学校PTA、赤石川クリーン21、赤石清流会などによる河川の清掃活動が行なわれております。さらに赤石小学校、南金沢小学校の児童たちが河川愛護ポスターを掲示し、環境保全などの普及啓発を行なっております。また、白神自然学校一ツ森校では、「遊々の森」と言っているようではありますが、ここを拠点に県内外の児童を対象として林業体験を通じた環境教育を行なっております。

中流域では、東赤石山国有林内において、白神山地ブナ植樹フェスタ in 赤石川実行委員会によるブナの植樹活動、赤石川を守る会による間伐などの育樹活動が行なわれております。

少し長くなりましたけれども、これで概要の説明を終わります。

事務局（鶴賀主幹） それでは引続きまして、皆様のお手許に配布してございます資料 - 1、赤石川流域の保全地域（案）についてご説明致します。

私は河川砂防課事務局の鶴賀と申します。座ったままで説明させていただきます。

資料 - 1 の 1 ページをお開き下さい。資料 1 ページには赤石川流域保全地域（案）の 1 として、保全地域の概要を明記しております。

先程の概要説明でもありましたが、青森県西部の日本海沿い、鱒ヶ沢町に位置しており、位置につきましては資料の 3 ページ、先程ご覧頂いたと思いますが、赤石川流域と保全地域指定位置図に明示しております。

なお、今回の概要の記述につきましては、おもに赤石川河川の特徴、河川の形状と生息生物を下流から上流域にかけて。また、森林の特徴、生態、保護林の種類。また、森林に棲む鳥獣について明記しています。また、概要では海岸区域の地形の特徴などを明記し、詳細については先程の概要説明にありましたので、ここでは省略させていただきます。ご了承下さい。

なお、いまご覧頂いております資料 - 1 につきましては、資料の下の方になりますけれども、8 ページから 12 ページにかけましては、保全地域（案）の位置図の 8 ページ、9 ページ、そして 8 ページ、9 ページを補足するために現況写真を添付しております。

また、海岸の保全地域（案）については、資料 - 1 では一番最後になりますけれども、12 ページに付けてございます。

それでは、今回の赤石川流域において、保全地域（案）に選定した区域について説明していきたいと思っております。2 ページをお開き下さい。

資料 2 ページには、今回の赤石川流域保全地域（案）の区域について表で明記しております。これについて、その概要をお話しします。

まず、最初に森林の区域でございますけれども、民有林、まず 4 林班。国有林については以下の 32 林班の面積を今回森林の区域に選定し、面積では約 8,550 ha となっております。

まず、森林の区域でのお話しですけれども、最上流部の白神山地世界自然遺産地域については、先程、深浦町の追良瀬川流域と同じ考えにより除き、その下部の国有林及び民有林の中で、「水土保持林」及び「森と人との共生林」の機能を有する森林、また、保全地域と一体的に取り組むことが必要な木材の生産を目的とする「資源の循環利用林」を一部含め選定しております。

はじめに民有林については、下流域に位置する矢倉山国有林に隣接する鱒ヶ沢町深谷地区、黒森地区のミニ白神と呼ばれる 67 林班の林分。また、西赤石山国有林に隣接する一ツ森町と同町大然地区の支流、大喰沢、オノ神沢上流部に位置する一ツ森部落有林の 73 から 75 林班の 3 林班を選定しております。

樹種では、ブナを含む広葉樹林になっており、林齢は 50 年生から 85 年生。一部 200 年生のブナを含みますけれども、このような特徴のある森林で、面積は約 200 ha となっております。

制限としては、土砂流出防備保安林。また、ミニ白神は保健保安林にも指定されている森林となっております。

次に国有林につきましては、下流域に位置する矢倉山国有林の 6 林班。下流域から

中流域の赤石川両側に位置する西赤石山国有林 12 林班と、東赤石山国有林 9 林班。そして赤石川中流部上部に位置する中赤石山国有林の 5 林班、計 32 林班の面積約 8,350 ha の区域となっております。

国有林の森林の林況ですけれども、スギ、カラマツの人工林が約 25%。他の 75% はブナを主とする広葉樹の天然林となっており、林齢は 30 年生から約 184 年生の林分となっております。

制限林としては、中流域上部は水源かん養保安林に、また、中流域から下流域にかけては水源かん養保安林、及び沢筋を中心に土砂流出防備保安林に指定されているエリアがあります。

なお、今回資料の 3 ページにあります通り、森林のエリアの中で下流部、あるいは国有林のエリアで白抜きの部分が見られるかと思えますけれども、この森林エリアを除外した理由についてお話ししたいと思います。

まず、国有林の森林のエリアにおいて、資料の 8 ページ、図の 8 ページの方の白抜き、やや形が整然としていない森林が空白部分を食い込んだ形で見られたり、また、資料 9 ページの方で、左側になるんですけれども、白抜きに大きくなった部分が見られるかと思うんですけれども、この資料 9 ページの部分、あるいは資料 8 ページの部分で白抜きで大きく抜かれている部分につきましては、集落に貸付しております薪炭共有林野で占められております。当森林は国有林でありますけれども、国有林野の利用において薪炭を採取することを目的とした、また、集落による伐採が保証された契約の区域となっており、国有林野においてはその管理による指導責任を持つ区域となっていることから、今回も深浦の追良瀬川流域と同じように考え、森林の保全地域から除外しております。

また、同様な契約地として、分収造林地及び分収育林地の小班も、区域としては小さいんですけれども、同様な理由から今回の保全地域（案）から除外しております。

次に民有林において。下流域において民有林については今回 4 林班を対象として選定しておりますけれども、他の民有林の対象外とした理由については、当下流域の民有林の中で土砂流出防備保安林などのスギ人工林が主な水土保持林が見られますけれども、区域が分散して立地しておりまして、また、多くがスギ人工林の資源の循環利用林となっていることから、国有林との連続性を持った機能の発揮を期待する保全地域のエリアが取り込めないことがございます。また、さらにその所有形態においては共有林等になっており、管理上の難しさがあるということから、当保全地域（案）以外の民有林については、今回保全地域から除いております。

それでは続きまして、今回の保全地域（案）の河川についてお話ししたいと思います。

資料 2 ページの方に戻りますけれども、河川の保全地域（案）の区域については、今回、上流端は白神山地世界自然遺産地域に隣接する赤石堰堤、赤石ダムと呼ぶ場合もありますけれども、このダムの下部に位置する最上部の沢となります、中赤石山国有林内の「重関沢」との合流点から日本海側の「河口」までの赤石川までの区間とし

ました。区間延長では、長さ29.7kmとなります。

なお、今回、河川の上流端を「重関沢」からとした理由でございますけれども、白神山地上流端から水源をダム貯水池に貯水している赤石堰堤がありますけれども、この部分が今回白神山地世界自然遺産地域から除かれている部分があるわけですが、この赤石堰堤の貯水池の部分については、その貯水のお大半が他流域に移送されて発電に使用されていること。また、貯水池での水位及び水量の変動等を考え、また、当区域内での水環境が一定でなく、水環境の点からも下流部、河川への寄与が少ないと思われること。次に、赤石堰堤貯水池周辺の森林区域は、保全地域対象外の白神山地世界自然遺産地域であることから、当該貯水区域が水源かん養の機能を有する森林と一体的に保全地域に取り込めないこと。また、当条例の基本方針で定める河川での保全地域の指定要件のうち、自然環境の優れた状態を維持し、優れた状態のままで次の世代に継承をしていく区域と合致しないということから、今回は保全地域から除外することとしており、河川の区域の上流端については、その下部である「重関沢」合流点からの位置としております。

次に、海岸の保全地域についてですけれども、海岸の保全地域については、海岸部の区域の現地調査及び関係資料を含め検討した結果、赤石川河口左岸部の砂丘部を含む砂浜の海岸の箇所と、河口右岸部は、傾斜護岸工と消波ブロックが海水域に入り込まない砂浜の幅がある程度見られる区間、約200mの区間を含めた箇所を選定しており、区間延長では約1.3kmとなります。

以上が資料2ページの森林・河川・海岸の区域の概要になります。

それでは続きまして4ページをお開き下さい。4ページの資料では、2の保全地域の指定要件を明記しております。

ここでは、赤石川保全地域の選定における考え方について。次に、保全及び創造の考え方、流域における連携及び施策について整理したものです。なお、当保全地域においては、その保全地域以外の保全地域に指定されない区域の森林、河川、海岸の区域についても、流域の保全を図る上で重要であることを踏まえながら、保全地域を保全するために必要な施策を総合的な観点から講ずるものとしております。

それでは、さきほど資料2ページで森林、河川、海岸保全地域（案）の概略をご説明しましたけれども、その具体的指定理由についてご説明していきたいと思っております。

まず、3の森林からご説明致します。

森林の保全地域の考え方で、(1)に森林の保全地域を選定する場合の森林の基本的な考え方を明記しております。

森林の保全地域を選定するにあたっての考え方については、アからイについては森林の基本的な種別と区域の考え方を。次にウとエでは指定の優先的要件を。次にオでは、優先的要件を満たさない森林、例えばスギの人工林の水土保全林、共生林や資源の循環利用林を指定する場合の考え方を明記したものです。この内容については、前回と同様に内容を記述しておりますので、省略させて頂きたいと思っております。

次に、(2)の赤石川流域において指定する森林については次のようになります。

赤石川流域の森林の地域は、国有林の地域別森林計画及び市町村森林整備計画において、主に「水土保持林」及び「森林と人との共生林」に区分され、水源かん養や動植物の生息・生育の場として機能が高い森林の地域となります。

続いて5ページをお開き下さい。

また、本保全地域では、当流域において県民等、地域住民等による主体的あるいは積極的な取り組み。また、地域住民等、いわゆる県民等の要望が強い森林の地域となっております。

具体的な森林の地域については、次のような区域となっていることから選定しておりますので、次のア、イ、ウの優先的要件に合致することから指定したいと思います。その内容についてお話しします。

アの水源かん養や動植物の生息・生育の場として機能が高い森林でありますけれども、まず、の1つ目として、赤石川流域、沢等を含む流域において、水土保持機能が高い森林が見受けられます。下流域の沢としては大喰沢、あるいは上流域の沢としては櫛石沢の範囲が水土保持機能が高い区域として選んでございます。また、今回の保全地域案の森林のほとんどは、水源かん養保安林あるいは土砂流出防備保安林等にも指定されております。

次に2番目として、中・下流域において野生動植物の場として機能が高いブナなどを主とする天然林の分布を含む森林となっており、また、遺伝資源の保存等を目的としている「林木遺伝資源保存林」の設定森林が見受けられます。資料の8ページ、あるいは資料の9ページの位置図をご覧頂ければ分かると思いますけれども、国有林の赤石川渓流沿い及び中流域のほとんどが、ブナを主とする天然林帯となっております。また、資料8ページにございますけれども、その資料8ページのちょうど位置図の真ん中にありますけれども、遺伝資源保存林として「北限の天然スギ」遺伝資源保存林がございます。面積は約9ha程となります。また、さらに中流域の赤石大橋付近には、資料9ページの右下になりますけれども、「奥赤石ブナ遺伝資源保存林」が設定されています。面積は約18ha程となっております。

次に になりますけれども、今回の赤石川流域の中では、連続した赤石川の溪畔林と一体となった森林が見受けられます。これは資料8ページの位置図になりますけれども、ここの然ヶ岳の上流部から9ページの中流部にかけては、渓流沿いにおいては、サワグルミ、あるいはカツラ、ヤナギ類も含まれますけれども、こういった溪畔林の群落が見られます。

次に4番目ですけれども、希少で学術的価値の高いアオモリマンテマ、ツガルミセバヤの群生。また、ケヤキ、ヤチダモ林の群落の分布地域を含む森林帯があります。これは資料8ページの然ヶ岳に分布しておりまして、同区域は県自然環境保全地域に指定されており、面積は約220haとなっております。

次に2つ目の大きな保全地域の考え方になりますけれども、県民等による、いわゆる地域住民等による主体的・積極的な取り組みが行なわれている森林についてお話ししたいと思います。次の から で主に取り組みが行なわれているのが見られます。

まず1つ目ですけれども、NPO法人の「白神自然学校ーツ森校」では、熊の湯温泉付近の西赤石山国有林内「遊々の森」において、県内外の児童を対象とした林業体験による環境教育を行なっております。県外の児童においては、児童約20名が参加している自然体験塾を行なっており、森林の他には、川での川遊びや海での遊びなどを通じ、自然環境の大切さを学ばせているとのこと。

次に2つ目ですけれども、鱒ヶ沢町を主催に「白神山地ブナ植樹フェスタ in 赤石川実行委員会」では、東赤石山国有林内においてブナの植樹活動を行なっています。この位置については、資料9ページの位置図にございます。このブナ植樹活動ですけれども、6月末頃、一般参加者を含め、約100名による広葉樹、ブナの森づくりを目指して行なわれています。

次に3つ目ですけれども、「赤石川を守る会」では、奥赤石川林道沿いの東赤石山国有林内において、スギ人工林の間伐など林業体験による育樹活動を行なっています。場所については先程の位置図の、9ページの位置図の右側の方の上部になりますが、櫛石沢付近において行なっています。この「赤石川を守る会」では、平成15年から同活動をしておりまして、6月から10月までの約12回、同会の会員と、また、一般参加ボランティアを含めた約20名で林業体験の育樹活動を行なっております。

次に4つ目ですけれども、「日本山岳会青森支部」では、櫛石山登山口付近の東赤石山国有林内において、ブナ再生事業の一環としてブナの育樹活動を行なっています。場所としましては、この位置図ではちょっと分かりにくいのですが、資料9ページの方で明示していませんが、櫛石山の方の登山口の辺り、ちょうど櫛石沢の上流部の方になる位置です。

次に3つ目に、県民等の要望が強い森林についてお話ししたいと思います。

ウの部分ですが、まず、地域住民等の要望が強い森林としては、1つ目として、然ヶ岳より上流の中流域から櫛石山の上流域は、「赤石溪流暗門の滝県立自然公園」に指定されており、自然景観の維持や保養の場の提供など、保健文化機能を発揮している森林となっております。

次に2つ目として、深谷町黒森地区にある「ミニ白神」の森林や「くるくまの滝レクリエーションの森」は、保健休養の場として機能を発揮している森林となっており、また、地元「あじがさわ白神山地ガイド倶楽部」によるガイドが行なわれて、自然環境学習に活用されている区域となっております。なお、ガイド倶楽部の事務局は町観光商工課に置かれ、現在約10名程の町内在住の方々が在籍し、ガイド活動をしております。

次に資料6ページの4.河川の保全地域(案)についてご説明します。

河川の保全地域(案)でございますけれども、(1)の河川の基本的な考え方ですけれども、保全地域に選定する場合の考え方を示しております。読み上げたいと思います。

豊かで良質な水を有する区域、瀬・淵・河畔林等の自然環境が優れている区域、及び多様な動植物や希少な種が生息・生育している区域などの基本的な要件に加えまし

て、優先的要件を満たす区域を対象とします。

今回の河川地域については、次のようなア、イ、ウ、エ、オ、カの6つの優先的要件を満たしていることから、河川区域について選定したいと考えます。

まず1つ目のアでございますけれども、豊かで良質な水を有する区域としては、赤石川の河口から赤石堰堤付近までの赤石川の区域は、豊かで良質な水を有する区域として考え、赤石川の下流域から中流域の区間ですけれども、こういう区域となっております。

次にイとして、瀬・淵・河畔林等の自然環境の優れている区域でございますけれども、赤石川溪谷は自然豊かな溪畔林と共に景勝地となっております。資料9ページの「熊の湯温泉」の上流部にかけては、前後の溪流とか、上流域の女行沢の方の女行の流れなど、約21箇所の、景勝地となっている場所があります。

次にウとして、自然の特徴が特異性、固有性、または希少性を有する区域ですけれども、河口から赤石川堰堤付近までの区間では、清流に生息するカジカが確認されています。

次にエですけれども、渡り鳥の飛来地など、動植物の生息・生育にとって、重要な機能を果たしている区域ですけれども、赤石川橋付近の中流部から津軽沢の上流部付近の区間においては、シノリガモ、キセキレイ、カワガラスなどの清流に生息する鳥類が確認されています。この内容につきましては、「日本野鳥の会弘前支部」の方に確認しております。

次にオですけれども、ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関して、県民等の主体的・積極的な取り組みが行なわれている区域についてですが、下流域では先程の概要の方の説明でもございましたが、地域の多くの団体が活動しています。では、その内容についてまた説明したいと思います。

まず1つ目として、赤石川河口から一ツ森町大谷地区の区間においては、地元赤石小、また南金沢小学校のPTA、赤石川クリーン21、赤石清流会などの団体が河川清掃活動を行なっています。また、赤石小、南金沢小の地元2校では、7月から10月の4ヶ月の期間、河川敷の看板に児童が描いた川に棲む魚や鳥、虫などを描いた河川愛護ポスターを掲示し、地域住民、あるいは訪れる方々に環境保全や美化運動の普及啓発を行なっています。この写真については、資料8ページの方のちょうど資料の位置図の真ん中の方に、看板の写真を載せてございます。

次に2つ目として、南金沢町及び一ツ森町地区において、地元小学校では赤石水産漁業協同組合の協力のもと、自然環境学習の一環として、児童によるサケ・アユの稚魚放流の体験学習会を行なっています。この放流の、ちょうど体験している写真については、資料8ページの下側の方の真ん中にございます。

次に、河川についての最後になりますけれども、カとして、県民等の要望の強い河川についてですが、一ツ森町大然地区に「白神大然河川公園」が整備され、地元住民及び観光客の憩いの場として利用されている区域となっております。資料8ページの方の位置図の方の右側の方の下になりますけれども、公園の全景が写っております。公園

内には隣接して自然観察館の「ハロー白神」や、また、イトウ・アユの養殖場が隣接しております。

次に5番目として、最後に海岸の区域についてお話ししたいと思います。

(1) 海岸の基本的な考え方ですけれども、先程の河川と同じように海岸の保全地域を選定する場合の考え方を示しています。読み上げたいと思います。

海岸の考え方については、砂浜、磯、海岸林等の自然環境が優れている区域、及び多様な動植物や希少な種が生息・生育している区域などの基本的な要件に加え、優先的要件を満たす区域を対象としています。

今回の海岸の保全区域については、具体的には次のア、イ、ウの3つの優先的要件を満たしてくることから、海岸の保全地域に選定したいと考えます。資料の最後になりますけれども、12ページの海岸の保全地域の位置図を参照して下さい。

今回の赤石川流域において指定する海岸ですけれども、まず、1つ目のアとしては、砂浜、磯、海岸林等の自然環境が優れている区域として、赤石川河口周辺の砂浜には、ハマナス、シロヨモギ、コウボウムギなどの海辺砂丘植物が多く見られ、また、自然地形を有する砂浜が河口左岸部の砂浜を中心に広がっています。

次に2つ目として、渡り鳥の飛来地など動植物の生息・生育にとって重要な機能を果たしている区域でございますけれども、河口付近の海岸部は、冬季にカモ類やカモメ類の渡り鳥の飛来地となっております。

次に最後に3つ目ですけれども、ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関して、県民等の主体的・積極的な取り組みが行なわれている区域についてですけれども、今回の赤石川河口においては、大和田海岸などの地域を含めまして、「日本野鳥の会弘前支部」の会員による野鳥観察が行なわれている区域であります。

以上が今回、赤石川流域の保全地域(案)、森林と河川と海岸を選定した理由の説明となります。簡単な説明でございますが、以上で保全地域(案)の説明を終わらせて頂きます。

青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例

に係る赤石川流域の保全計画(案)

事務局(館岡技師) 事務局河川砂防課、館岡です。よろしく申し上げます。

私の方からは、本日の議事の2番目になります保全計画の方の説明を致します。お手許の資料の2になりますが、赤石川流域保全計画をご用意下さい。

1ページになりますが、赤石川流域の概要 ということ、先程事務局の方から説明がありましたので、ここでは省略致します。

それから2ページ、3ページなんですけれども、赤石川流域の保全地域 ということ、ただ今ご説明申し上げた通りです。

続いて4ページですが、3番目の 保全すべき森・川・海の環境の特質の概要 と

ということで、各種法規制とか、流域の主な動植物、冒頭の事務局の説明でありました内容の通りです。

4番目の 保全地域の土地利用、地域文化の概要、あるいは環境保全活動。こういった部分についても、保全地域の要件の中で説明申し上げた通りですので、ここでは割愛させていただきます。

続いて5ページの方に移りたいと思いますが、5. 保全の方針その他保全に関する基本的な事項 ということで、保全の目標になりますが、保全地域は、特に流域の特色を有する貴重な財産であることから、流域に関わるすべての人がその価値を正しく認識し、それを大切にしたいという気持ち、ふるさとの森と川と海との共生を積極的に図るという考えの下に連携して一体的な取り組みを行なうことにより、ふるさとの森と川と海の保全に努め、また、森・川・海の保全及び創造におきましては、できる限り自然の状態を維持するという基本の下に、流域の特質に配慮し、適切に実施することとしております。

保全に当たりましては、上流はですね、各種法制度により自然環境の保護が担保されております。また、中・下流域の保全地域につきましては、国、県、関係市町村等がそれぞれの役割により当条例の趣旨を尊重しまして、赤石川流域全体の優れた自然環境を保全して次世代に引き継いでいく、ということが保全の目標としております。

(2)の方に具体的な保全施策、アからオまで挙げております。

アが、パートナーシップによる連携体制の構築。イが、定期的な観察・巡視・調査と適切な管理。ウが、人との積極的な関わり合いの場の活用。エがこの条例の規則にあります、特定行為に対する適切な対処。オが、あるべき姿に向けた適切な創造の推進、ということで、これらが保全の施策ということにしております。

続きまして7ページの方なんですけれども、森と川と海の保全についての施策に関する事項 ということで、1番、清流管理指針。前回の審議会までですね、審議頂いた各流域の保全計画等を踏襲しております。

アの公共用水域の水質測定地点ということで、赤石川流域につきましては、河口部の基橋という地点で県の方で測定しておりまして、保全計画の中でもこれを参考値として使っていきたいということで公共用水域の水質測定地点に挙げております。

日常的な清流管理指針としましては3地点、1番目が赤石川橋ということで、中流域になります。図面上だと 赤石川橋。 が下流域、沼ノ沢川のちょっと上流になりますけれども、開晴橋。3番目が河口付近、ということで3地点を事務局で提案しております。

続いて8ページの方なんですけれども、管理の内容と致しまして、水質の把握、ゴミの投棄や汚濁排水状況の把握、その他河岸の状況の把握、になります。

(2)の方の、清流管理のための指標なんですけれども、公共用水域におきましては、生活環境項目5項目。日常的な清流管理につきましては、目視による水量、あるいは流水の性状、魚類の生息状況、あるいは水生生物。この水生生物につきましては、子供たちの総合学習等に利用された結果を参考としたいということで記載しております。

す。

イの管理すべき基準値なんですけれども、9ページの図の「既存調査による魚類の生息範囲」ということで、以前、県の方で赤石川流域を調査した際の生息範囲の目安ということで、この図面は左側が海、日本海になっておりますけれども、参考としてこういう風に掲載しております。

続きまして、10ページの 森・川・海の主要な要素を保護するための事項 です。森と川と海、それぞれ区域で分かれて保護すべき事項を掲載しております。

森林の区域ですが、アと致しましては、森林の公益的機能が持続的に発揮されるように務め、また、植樹、育樹を通しての「森づくり」を推進し、森林の保全・育成に努めます。

イとしまして、植樹・育樹の各種イベントを通じまして、森・川・海のつながりの重要性の普及啓発を図る。

ウとしましては、巡視活動。エとしましては、「ミニ白神」等において、人々が共に自然と親しみ、憩いやすらく場、自然環境教育・学習の場としての活用を推進いたします。

2番目として河川の区域ですが、アですが、希少な動植物の生息・生育の場となっておりますから、巡視活動等を推進していきます。

イとしましては、保全地域を中心としたパトロールを実施しまして、情報交換等により自発的な住民参加の下に河川清掃を継続して、良好な水環境の保全に努めて参ります。

ウは、動植物の生息・生育の環境の維持・保全。エは、先程紹介致しました赤石川流域で特に行なわれておりますサケ・マスの稚魚の放流体験学習会とか、河川愛護ポスター掲示活動など、河川の自然環境の保全を推進して参ります。

3番目ですが、海岸の区域。

アとして、モラルやマナーの向上を図るとともに、海岸利用のルールづくりや美しく快適な海岸づくりを進めて参ります。

イ、海岸の部分、河口部ですけれども、地域住民による野鳥観察が行なわれておりますので、良好な海岸の環境が保全されるように努めて参ります。

ウとしましては、河川及び海岸へのゴミ投棄防止に努めて参ります。

(4)番ですが、全般的な保全施策と致しましては、ア・パートナーシップによる取り組みの積極的な推進。

その(ア)の方になりますけれども、河川愛護制度などによる活動を推進しまして、保全地域を中心として森・川・海での住民参加による保全に取り組む。

(イ)は、環境教育と連携致しまして、水生生物・水質調査などを実施、地域住民等と連携しながら指標項目調査を行なって参ります。

(ウ)としましては、保全地域に関するパンフレットの作成・配布。保全計画への理解と保全意識の高揚を図ります。

イとしましては、民間団体等の自発的活動の促進ということで、各種助成制度、関

係情報の提供、まあ、意識の啓発を図るということで進めて参りたいと。

(イ)としましては、シンポジウム、あるいは講演会、学習会、こういった自発的活動の場を提供して参ります。

最後ですが、ふるさと環境守人による支援ということで、地域住民等のボランティア活動、観察、環境学習等への支援を積極的に推進して参ります。

最後、(5)番、あるべき姿に向けた適切な創造ということで、「県民の豊かで潤いのある生活の礎となるふるさとの森と川と海を守り、これを揺るぎない形で次の世代に引き継ぐ」という条例の理念を尊重致しまして、森林、河川、海岸の一体的整備その他必要な施策を行なう際には、赤石川流域の過去を考察しながら、できる限り自然の状態を維持し、かつての赤石川流域に近づくように次の通り取り組む、ということで、アからサの11項目挙げております。項目だけちょっと読み上げます。

ア．もともとの姿を参考とした森・川・海づくり

イとしまして、自然の作用を最大限に活用した森・川・海づくり

ウは、注目すべき生物の保存を確保する森・川・海づくり

エですが、地域住民との対話による森・川・海づくり

オが、関係行政機関の連携強化による森・川・海づくり

カが、持続可能な森づくり

そして12ページになります。上下流方向、横断方向の連続した環境条件を確保した川づくり

クが、連続した環境条件を確保した海づくり

ケが、間伐材を利用した川づくり

コが、川づくりにおける事業実施後の継続的なモニタリングの実施

最後、サですが、森・川・海の自然とのふれあいの場の確保、ということで、施設整備をする際の指針、留意点について4項目挙げております。

最後になりましたが、13ページ。保全地域指定後に委嘱される、ふるさと環境守人についての維持管理内容、連絡体制について3番目で掲載しております。

最後、4番目に 管理上必要な保全施設の整備に関する事項 ということで、保全地域指定後の保全地域の表示看板を設置することとしております。

簡単ですが、保全計画の説明を終わらせて頂きます。

赤石川流域保全地域指定及び保全計画策定等に係る意見交換会における意見等

事務局(天内主事) 事務局の天内と申します。意見交換会についてご説明申し上げます。

赤石川流域の意見交換会につきましては、7月21日に鯉ヶ沢町赤石公民館において開催致しました。参加団体は、農協、漁協、地元自治会、住民団体等14団体でございました。

次に、意見交換会の内容でございますが、条例についての説明と、これまでの取り

組み状況の説明、赤石川流域保全地域（案）と保全計画（案）の説明を行ないました。

さて、意見、質問についてでございますが、お手許の資料「赤石川流域保全地域指定及び保全計画策定等に係る意見交換会における意見等」という表が1枚ございますので、そちらをご覧ください。

まず、表中の 1 と 2 でございますが、源流部の白神山地世界自然遺産地域の取り扱いについての意見でございます。1の通り、河川部分について源流まで保全地域にして欲しいと言う意見がございました一方で、2の通り、源流部の遺産地域に保全地域指定という新しい網を被せることは、屋上屋を架すこととなり、法的な軋轢を生じかねない、という意見がございました。

次に、3と4は、海岸部分の名称「大和田海岸」についての意見でございます。地元では通称の「赤石海岸」と呼ばれているそうですが、一方で、「大和田」には大海原の意味があり、「大和田海岸」こそ海岸の名称にふさわしい、という意見もございました。

5についてですが、保全計画（案）の中の「あるべき姿に向けた適切な創造」とは何か、という質問でございました。事務局と致しましては、できる限り高度成長期前の自然環境に近づけるよう、今ある環境を壊さないよう配慮して河川海岸の工事を行ない、川づくり、海づくりをしましょうという考えである旨、ご説明申し上げました。

6は、特定行為の届け出についての質問でございます。農林水産業の営みは特定行為適用除外である旨、ご説明申し上げました。

7から9までは、県などへの要望でございました。

以上をもちまして簡単ではございますが、赤石川流域意見交換会で出された意見の紹介を終わらせて頂きます。

審 議

佐々木会長 はい、どうもありがとうございました。二つの案と、意見交換会での意見の概要について説明して頂きました。

それでは、赤石川流域の保全地域（案）と保全計画（案）について、ご意見お願いします。はい、どうぞ。

東委員 上流端の方の、除いた部分があるということで、そこに関して少しお伺いしたいんですけども。河口からその手前まで全部指定していると。それから、上流の方は世界遺産だから、そもそも保全するからということ、そのほんの一部分だけが本川の中で除かれた形になるという風に見えると思うんですけども。そこだけ何故除かれなければならないのかというのが、ちょっと不思議だなと思ったんですけども。

佐々木会長 今のは、あれですか。

東委員 赤石堰堤から重関沢でしたっけ。そこまでの間を除くという。敢えてそこ

を、減水区間で非常に環境が悪いとかそういう理由があるのかもしれないんですけども、そうだとすると、例えば下流に二つの大きな頭首工がありますし、それから砂防堰堤もいっぱいありますけれども、そういう所は敢えてそういうことはしていないのに、赤石堰堤の下流だけ除くというのは、どういうことかなと思ったんですけども。

佐々木会長 はい、どうぞ。

附田委員 ちょっと私もですね、今のことが引っ掛かっているわけで。まず、配布された資料でその辺がはっきりしないんです、仰るとおり。

まず2ページ、「重関沢」との合流点から赤石川「河口」までと書いてございます。で、3ページに参りますと位置図がございまして、この重関沢との合流点より上に赤石堰堤まで赤い色を塗ってあるんです。この辺でちょっと分からなくなっちゃったということが言えます。

それからもう一つ、差し替えの参考資料の中にですね、あるんです。この緑色で点々やっているとこが、これがはっきり出ておりまして、ここでは赤石川の堰堤、水色の赤石堰堤、湛水区域、これ、明確に除いてあるんじゃないかなという感じがしてあるんです。ですからこう言ったところが、まず、はっきりしないということと、もう一つは赤石川、あとで私、質問申し上げますけれども、赤石堰堤というの、何かかなり考えるところがあってそうなのかなと思ったり、勘ぐっているわけです。これについては後で。今のところまず、資料のはっきりした分かれ目をですね、ご説明頂きたいと思います。

佐々木会長 まず案では、赤石川堰堤から下流を指定地域（案）として考えたということですよ。そのうち、そこから下流に沿っていくうちに、一部除いた箇所があるということですね。で、その除いた箇所が赤石堰堤より下流の重関沢の近くということですよ。

事務局（鶴賀主幹） 今の東委員からのご質問なんですけれども、確認しますが、いわゆる河川の区間の上流端については重関沢の区域までとして、先ほど赤石堰堤の区域を除いたことと掛け合わせて、その間の、いわゆる赤石堰堤の直下の区間の空白地帯でございまして、ちょうどその赤石堰堤の貯水池があるということと、その水の貯水されていることが絡んで、いわゆるその下流域の水の流下量が少ないという判断がありまして、その一番最初に水を放出するであろう沢の位置を捉えて上流端にした、というのが私たちの考えです。

で、この間の河川区間は河川の区間に入っておりませんが、森林の区域の中に含まれてしまいます。区域的に見れば森林の区域と一体的に捉えてしまっている区間となってしまっているということになります。

東委員 分かりました。敢えて、でも、河川のそこだけポコッと外すということをしなくても良かったのではないかなと思うんです。確かに減水していて、伏流水が主のような状態で水は少ないと思うんですけども、河口からそこだけが抜けて、まあ、上は世界遺産なわけですよ。そこだけが抜けるというのは、ちょっと違和感がある

んですけれども。

あと、例えばですね、下流の頭首工も灌漑期間に関して言うと、そこでもの凄い減水が起きていますから、現象としては非常に良く似ていると思うんです。でも、そういうことを敢えて今回していないわけですよ。ですから、将来、ひょっとしたら東北電力がもう少し水を出すようなことがあるかもしれませんが、そこからではなくて、今からでも連続性というのはやっぱり。それを重要視した条例でもあるので、敢えてそこだけ除くというのはあまりしない方がいいかな、と個人的には思うんですけれどもね。

佐々木会長 切れているように見えたのは、河川は重関沢から下流。それから森林区域については赤石堰堤の辺りの森林域という風になっているから切れているように見える。だけれども、河川に関しては赤石堰堤の下流の重関沢より下流という風に指定(案)、地域がなっているということです。

東委員 理由は分かったんですけれども、敢えて外す必要はないんじゃないかと思うんですが。

事務局(豊田GL) 今のは表記の仕方ということですか。例えば赤石堰堤の直下からとか、という風に、ということですか。

東委員 森林区域が赤石の堰堤からという風にしていて、入っていると言え入っているんでしょけれども、川ですから、やっぱり川として指定しているものが既に存在しているのであれば、そこまで続けてあげたらいいんじゃないですか、ということなんですけれども。

事務局(豊田GL) それでですね、今のその、堰堤の下から重関沢の合流点までの間については、一応、森の部分に入っているということなんですけれども、川の部分として、じゃあ堰堤の直下からにするかというのは、ちょっと検討させて頂きたいと思います。

佐々木会長 他にございますか。

東委員 今の確認ですけれども、外すという理由はやはり、水がないということが条件に合致しないという理由ですか。

事務局(鶴賀主幹) 今の重関沢からダム直下までの区間は、河川の区域としてたまたま私共の方では、位置関係、いまの保全地域の位置関係をはっきりとするために一番最上流端の河川の区域とするときに、ちょうど重関沢という位置的な、地形的なポイントに絞ったわけです。いわゆるダム直下でもいいと思うんですけれども、そのダム直下が今後永遠にその位置にあるかどうかもちょうと分からない部分があるという理由ではないんですけれども、その地形的な要素、一番近い沢を採ったという理由であって、河川の区域としてその直下の部分については先程も若干お話ししたんですけれども、ダムの貯水域であるということ。その堰堤の下は放流水が、まあ、まったくゼロではないんですけれども、見られるんですけれども、その区間を河川の区域として見なかったというのが最大の理由になります。

東委員 放流量は季節的に変わっていると思いますし、決してあそこだけが他と比

べて劣っていると私は見ていないので、確かに減水期は可哀想な気はしますけれども、やはりそこだけ抜けてしまうというのは避けた方がいいかな、とは思うんですけれども。

だから、川を全部本川だけ眺めていって、上流は世界遺産ですね。で、そこから下、今の案ですと重関沢から下はずっと連続していると。たかだかその僅かこの数百メートルかその程度の所だけを取り除くというのは、何となく条例の理念からズレちゃうような感じがします。

佐々木会長 この森林区域と一緒に線引きすれば分かりやすいんだけどね。で、今のは、ここ、この赤石堰堤のところで水をとっています。しかし、水を放流しています。今は前よりも、少し余分に放流するようになっていきます。で、今の水の状態は、赤石堰堤の上流と下流は、下流になると少し水が少なくなっている。しかし、それ以上に他の農業用水の堰の上流と下流だともっと激しく減っているところもあるので、敢えてここで水が減っているような現象があるから外す必要はないんじゃないか、という意見です。

事務局（豊田GL） それではですね、堰堤から下、それから重関沢までの間。これについては河川の区域としていい言葉があれば。

佐々木会長 分かりやすくすることだと思います。例えば9ページの図だと、この重関沢より上の方に境界線があるんですよね。で、河道だけが届いていない状態は、何かあるんじゃないかと思われるから、理解しづらいから、ここを一緒に下げるか、森林を下げてもいいし、もっと合理的な、スッキリするような、誰が聞いても納得するような理由をここで設定して境界線を決めた方がいいんじゃないかということです。

田村河川砂防課長 委員長、ちょっと補足させていただきます。

赤石川堰堤からはですね、6、7、8、9については0.9t。通常の、まあ、その他の時期は0.3t程度なんですけど、その時期については3倍程度の量を流しておりますので、委員がおっしゃったように減水はやはりしておるんですが、ある程度の量は流れているということで、堰堤まで修正させて頂きたいと思います。

佐々木会長 はい、ということで考えて下さい。はい、どうぞ。

附田委員 河川のこととちょっと私、引っ掛かることがあるんですが。

保全の計画の方では、この基本的なものの考え方としまして、できる限り自然の状態を維持するんだと。これはもう大原則になっている訳ですよね。その時に、赤石川の、今の発言にも関連があるんですけども、赤石ダムという利水の、発電用の取水というのは、大した事が無いのかあるのか。これによって色んな記述の中に、赤石ダムの水量のコントロールとってはおかしいんですが、そういったこと、一切記述が無いんですよ。どこにも出てこないんです。

で、口頭説明の中で出て来たんですけども、その辺で全然関係ないんだという前提で触れないのか。そこまで言っちゃ大変難しくなるので、あるいはまた、平面図から見ればダムが外れるとすれば、湛水区域はもちろん外れるわけで、それを議論する

必要は無いと。条例を施行する上で、そこはもう云々する区域ではないということで触れないのか。でも、上下流の関連があって、川の流れ、あるいは生態系、これはもう自然と言ってもいいんです、災害関係と言ってもいいんですが、関連あるわけですし、実際記述がないというのは奇異ではないんですよね。

ですから、何かそここのところは、それでいいんだというような記述が無ければですね、ちょっとそれでいいのかなという気があるものですから、この辺り、どうなんでしょうか。河川の考え方から言って。

佐々木会長 赤石川堰堤のところ、どこか記述がありましたっけ。もし、他の記述のバランスで書いてもいいということであれば、赤石堰堤のところの流量については、今、河川砂防課長さんが言ったような流量、きちんと流されているんだということは書いてもいいと思います。

附田委員 私はその方がいいと思います。で、既に終わりました奥入瀬川の場合には、あそこは子の口で水量をコントロールしているわけですが、観光のことがあったり様々あるんですが、しかしあその場合は超巨大なダム、自然のダムなんです。今の場合とは比較にならないことだと思います。まあ、経験、この歴史でも長い間上手くいっているわけですから、あの時には、私はそういった必要はないと思ったんですけれども、ここに関しては、よくこれまで議論されたことの中で、水量が減ったとか、金アユがどうだとか、水深がどうだとか、しょっちゅう出て来ます。その度にこの赤石ダムというのは議論になるわけなので、敢えて一切触れないというのは、むしろ私はそういった過去の議論を踏まえて奇異に感じておる訳なので、ぜひ差し支え無い限り、技術的なバックボーンを持ちながらきちっと、少ない行数でいいわけですから、書き込んでいくのが私は当たり前だと思っています。

佐々木会長 はい、じゃあ、他の表現の細かさというか、流量が出てくるので、数字で出せるのか、その辺り、数字を出さないで赤石堰堤からは流れているというような記述になると思われます。

で、この流量の設定はですね、魚にとって必要な水深というのがあるんですけれども、そこから決められて、東北電力さんも少し多くしているわけですよ。それで今稼働していますから。その流量については、この内水面漁協さんもそれでいいという風に認めている、そのように決めた流量です。もし書けるなら、その辺りを入れるということにしたいと思います。事務局の方で検討して貰えますか。

他にございませんでしょうか。はい、どうぞ。

清野委員 2点ございまして、1つは今の河川流量の話です。

一応、内水面漁協さんとして納得されている数字だというお話もあったんですけれども、今後、もうちょっと世の中の変化によってですね、そういう最低限というレベルから河川環境の再生とかですね、もうちょっと質の向上を目指せるような状況になった時に向けてですね、もうちょっと色んな含みを入れておいてもいいんじゃないかなという風に思います。

それはですね、次に申し上げます河口や海岸のこととも関係するんですけれども、

今回、海岸も保全の対象として入れて頂いております。具体的に言うとは、この海岸のところで侵食傾向にあるかどうかという判断を、ちょっと計画の中で検討する必要があるのかなという風に思います。

先程ご説明の中でですね、海岸の関係で言いますと11ページですね。保全計画(案)の11ページで海岸に関するところですが、(5)あるべき姿に向けた適切な創造、そのうちのイで(イ)ですが、侵食が進んでいる海岸については、沿岸域漂砂の動向だけでなく、山から海までを含めた河川流域とも連携を図り、砂浜の保全や回復を図る という風にご説明されています。

これがですね、先程申しました河川流量とかですね、あるいはそのダムの運用で、もうちょっと弾力的に砂が流れるとかですね、もうちょっと攪乱が起きて、人に迷惑をかけない範囲で攪乱が起きて、もうちょっと河川の植生が自然の状態に戻るとか、そういうことも含めてですね、ここの部分というのは大事だと思います。

つまり、ダムのコントロールを上手くやることによって、流域全体とか、河口、海岸に至るまで、色んな環境の質が上がることが期待されるわけです。で、河道の中も当然、砂だとか水の量というのは必要としておりますけれども、特にこの河口から海岸にかけての砂に関しては、ある程度侵食傾向にあるのかなという感じの地形になっていまして、離岸堤とか消波構造物とか置いてあるんですけども、これが長期的にですね、川から供給があまりない状態になるとどんどん痩せてしまって、それで今回指定して頂いている範囲がですね、自動的に狭くなってしまいうことが危惧されるわけです。

ですから、保全地域のエリアを、その面積というか、それを保全する為にもですね、ぜひ海岸から河口、それで、上流に向けての検討の中で、もうちょっと砂が出るとか川のリズムが元に戻るとか、そういう部分を検討して頂けたらと思っています。

ちょっとその文章の中に、景観ということとかはあまり書いていないんですけども、今回指定して頂く「大和田海岸」は、景観としても非常に重要な場所だと思います。それは、日本の河口域で導流堤がないところとか、あるいは砂丘が残っている所というのは本当に少なくなりました。そういう点では、ここのですね、赤石川の河口とか、この大和田海岸というのは、スケールはそんなに大きくないですけども、もともとの河口の環境の景観だとか連続性を保全した所でございますので、そういった所ですね、積極的に評価して頂けたらと思います。

それがやがてはですね、ここの地域でのアユとかサケが稚魚でいたりとか、あるいは回遊から戻ってきたり、海に出て行く時の様々な環境を支えているのが、河口域の、そういう全体的な海から川、そして砂丘に至るまでの環境だということが見えてくるのかと思います。

砂丘がなぜ大事かという、砂丘が維持されるためにはですね、そこそこ波打ち際にも砂がなくてはいけなくて、砂丘もですね、風で吹き寄せられる砂がないと、これまたどんどんと痩せていくという、質が悪くなってしまうので、そういう点では河口域の砂が現在の状況を維持するとか、あるいは元の状態に戻るくらいの質に至る、総

合とした管理的な検討をして頂くというのが大事かなと思います。

佐々木会長 はい、どうもありがとうございました。

保全計画のところでは何か、文章で足すようなところがあったら、後でもいいので教えて頂けますか。

清野委員 ちょっと文章の形で。

佐々木会長 はい。そうね、確かに導流堤が無いですね。無いから保全と云って、後で導流堤を作れなくなると困るから。

清野委員 よろしいですか。導流堤もですね、各地に作ってきた中で、本当に導流堤ってどこまで必要だったのかという議論もあって、川の個性によってですね、今まで無くても何とかなっていたところは、やっぱりそれはそれで出来るだけ導流堤を作らないで、自然のこういった連続性を保全する方が技術の動向だと思いますので、今後よほど何か港が出来るとかですね、治水上障害があるとかということも無ければ、もうこれはこれで非常に価値のある環境だと思います。

佐々木会長 はい、分かりました。河口、海岸の特徴では、そうすると赤石川河口には導流堤が無いということと、導流堤なしで現在の河口の機能を維持しているというようなところを、どこかに記述して入れることにしますか。そういう自然環境を可能な限り保全していくということが重要だということですね。

清野委員 はい、そうして頂ければ。

佐々木会長 じゃあ、今の点、どこかに入るようにしておいて貰えますか。

事務局（豊田GL） はい、分かりました。

佐々木会長 いや、導流堤がダメだと言うことではなく、そういう自然が重要だ、大切ですよということで保全していくと。

それから、砂浜の幅もそんなに変わっていないように見えたけどもね、あそこは。まあ、昔に比べれば狭くなっているかもしれない。ただ、今は砂浜があるので、海に向かって右側、右岸側から少し遠ざかるにつれて、ちょっとブロック置いて砂浜が無くなってしまっています。しかし、可能な限り今の状態を、砂浜のある状態を保全していくということが重要かもしれませぬ。はい、ありがとうございました。

奥村委員 導流堤、ちょっと説明して貰えますか。

佐々木会長 川は、黙っておくと海の力に負けてしまって閉塞したりするんです。それがあそこは、あまり川の側に家がないから閉塞してもいいのかもしれませんが。閉塞して困るような川はですね、流れが素直に海に向かって、海に負けないように、両側にコンクリートで堤防を海に向かって作っていきます。それが導流堤です。

で、導流堤を作ると、その前後の海浜が変化していきます。で、砂の動きが激しい所だと、ちょっとした導流堤だと効かなくて、どんどん、どんどん海に出ていく、大規模な導流堤になっていきます。

奥村委員 分かりました。私は赤石川を遡ったのがもう7、8年前だったんですけども、頭に描いていた赤石川は綺麗、森も素晴らしいという感じで入りましたけれども、意外とあちらこちらで工事をしていたり、水が濁っていたり、それから本流に

流れ込む小さい川がありますけれども、そういう所が工事に入っていたりということで、ちょっと、思った白神ではないなというイメージがありました。

それがここ2年ぐらいに川の水も収まりまして、景観の方も大変落ち着いてと言うか、綺麗になってきたというのは、今まで手を入れる所は入れてしまって、造るものは造ってしまって、本流に流れ込む小さい沢などアユの産卵に適した場所があちらこちらにあったんですけれども、そういう所もあつという間に工事が、まあ、きちんと整備されてしまった訳ですね。そうやって何年かして今見る赤石川というのは、何となく落ち着いて整って、それで川の水も綺麗になってきて、というあたりで私たちは納得せざるを得ないのかなと思っております。

それから、今の河口の話ですけれども、河口は今工事中でございまして、この条例が出来て、いつの時点でその効力を発するのかというのがわかりません。砂浜もテトラポットで一部はもう埋まっていました。多分北側にもテトラポットを埋めていくんでしょうか。予想でしか砂浜を見ることは出来なかったんですけれども。あの工事が完成するのはいつで、その工事が砂浜も含めてどういう形で私たちの前に姿を現すのかというのを、大体のところ結構ですので教えて頂きたいと思います。

佐々木会長 今、答えて貰いますけれども、この条例を早く適用して、工事が終わる前にやった方がいいのかもしれないですね。あれは河川工事ではなくて道路工事ですよ。だから、あそこの導流堤とか、砂浜が見えるように橋をつくれと言った方がむしろいいかもしれないです。

分かりますか、今の。あれは橋の架け替え工事ですね。橋が古くなったために新しい橋を今架け替えている工事だと思います。見てきたんですけれども。

事務局(相馬主幹) すみません、その辺の詳しい情報はまだないんですけれども、一応、来年の3月31日までの工期で、道路の部分の工事なんです。道路の特殊改良ということで、橋が架かっている所を道路にすると。ですから、写真で見るとちょっと突き出た形で、なんか写真の左に窪地があるような感じですがけれども、そこが一部橋の下ということで空洞になっている部分が埋められるような工事だという風に工事概要の中では見えるんですけれども。

ちょっと詳しい資料の方はいま手許にないのでお伝えできませんけれども、資料の方でいきますと、保全地域の12ページの海岸部分の位置図のところの左上の写真のところなんですけれども、ちょうど河口域、国道101号が左から来まして、赤石大橋のちょっと手前が橋の部分になっているんですけれども、ここが所謂道路の特殊改良工事ということで道路になると。で、下の部分がちょっと空洞のような形で見えているんですけれども、ここにまず護岸みたいな形で工事が進められるという風なことでちょっと聞いています。

で、これは先程言った通り、来年の3月31日までの工期なんですけれども、詳しい工程等は手許にないということで。そちらの方は鱒ヶ沢の方で発注したばかりで、先日皆さんが現地調査に行かれた場合にはちょうど始まったばかりということで、最中海岸部分のコンクリートの取り壊しとかしていたところが丁度ご覧頂けたという状

況です。

佐々木会長 はい、ありがとうございます。

そうか、この12ページの右の上の写真を見ますと、これは北の方の海岸を写していますけれども、この真ん中付近のブロックはこれ、導流堤の役目を果たした置き方のブロックですね。無いわけではなかった。規模が小さいから、まあ、自然に馴染んでいるからいいか。たまに褒めてやらなくてはね。現地の海岸によく合った置き方をしているからいいじゃないですか。我々も行って気が付かなかったくらいだから。

奥村委員 じゃあ、橋の工事は、この導流堤というんですか。

佐々木会長 橋の工事は。

奥村委員 そこまでは手を付けないということですね。

佐々木会長 橋の工事は、ここの橋脚が、このくらいの川幅だと橋脚は川の中に入らないとは思いますが。入れれば少し川がいじられます。でも、橋脚の工事はなかったよね。ただ、上の方の桁の架け替えじゃなかったっけ。

まあ、ここ、綺麗な海岸というか、保全地域として海岸保全していくんだということであれば、単純な歩道橋だけでなく、そういう意味で海岸としては重要な海岸となるから、ここに来て海岸をみれるような歩道が重要になる可能性があります。ここは人がいないから来る人はいないかもしれないけれどもね。

事務局（館岡技師） すみません、事務局の方からちょっと補足したいんですけども、今回、担当課の方、来ていないんですけども、事務局もですね、ここの部分、拡幅になるんじゃないかと思ひまして関係課の方に確認したんですけども、どうも橋脚の巻きたてと落橋防止で、耐震補強のための工事ということで、特に道路の拡幅もないそうです。

佐々木会長 だから歩道も、このままということですか。川はいじられないで水面より上の方の部分の工事です。

奥村委員 なるほどね、安心しました。ありがとうございました。

佐々木会長 じゃあ、ここで少し休憩を取りたいと思います。よろしいでしょうか。じゃあ、休憩に入ります。

（ 休 憩 ）

佐々木会長 じゃあ、そろそろ皆さん揃いましたので、審議を再開したいと思います。よろしいでしょうか。

今日、欠席された委員からの意見を披露したいと思っていたら、欠席された委員からは特にありませんということでした。それで、今まで審議してきた雰囲気を見ますと、今日、この赤石川の保全地域（案）、計画（案）は、この審議会でも決めてもいいんじゃないかなと思っていますので、残された1時間弱、その方向で議論したいと思います。よろしく願います。

じゃあ、続けてご意見頂きたいと思います。他にございませんでしょうか。はい。

東委員 非常に瑣末なことなので、審議するような事かどうかは別なんですけれども、生物の分布をあちこちに書かれているんですけれども、上流、中流、下流という言葉の使い方が、ちょっと引っ掛かっているんですね。

先程ご説明の時に、取り敢えず便宜的に分けたというような説明だったと思うんですけれども、河川をやっている人間からすると、やっぱり、上流というのは上流の景観があって、下流には下流というのがあるんですけれども、青森県の川は、ほとんど下流域が発達していないのが普通だと思いますし、赤石川も実際には、最下流部でも下流域とは言い難いような形なんです。概要のところには、その辺、便宜的に分けたということは敢えて書かないで、上流、中流、下流と書かれているので、若干、川の形状と整合性がないまま記述があるように見受けられるんですよ。

で、資料の2の方の9ページには図として図化されていて、1号砂防堰堤と赤石堰堤というのが切れ目のようにこれで見えるわけなんですけれども、何かどこかにですね、上流、中流、下流というのをこういうふうに分けましたというのを、概要のところでも、例えば図の何とか参照みたいにして入れてみたらどうかと思うんです。やはり、上流、中流、下流というのは、世界中で可児籐吉の Aa とか Bb、Bc というタイプを引用して、上流、中流、下流という言葉を使いますので、非常に細かい話なんですけれども、その方が誤解が少ないかなと思ひまして。

佐々木会長 よろしいでしょうか、今の。

事務局（鶴賀主幹） 今の東委員からの、下流、中流、上流域の区分については、私共の方で今後資料の上で明記する場合、また、文章で明記する場合には、一応注意して参りたいと思います。よろしくお願ひします。

佐々木会長 はっきりした決まりはないけれども、まあ、大体の区分です。川によっては、上流でもなかなか他の川の上流らしい雰囲気が無いところもあるし、その辺りは便宜的な記述ということでやって行きたいと思ひます。他にございませぬでしょうか。

先程の河道のところなんですけれども、赤石堰堤を含めなくて、赤石堰堤より下流の河道という風にしたいと思ひます。

というのは、前に決めたところの追良瀬川も、ダムを含めていなかったみたいですね。あと、これからかかる河川でもダムがかかってきたりして、色々含めたりすると難しくなる可能性があるんで、ここも敢えて赤石堰堤を含めた形での指定地域ではなく、赤石堰堤より下の方の河道からとしたいと思ひます。はい。

附田委員 前の深浦の追良瀬川の方の話なんですけど、白神山地世界自然遺産地域との関連を、ある記述をして調整を図るような意味合いのですね、これ最後になりました、それがどういう風に文言になったかをですね、ちょっと私が、ちょっとまだ確かめていないんですけれども。今の計画の方の5ページの中ほど、白神山地世界自然遺産の上流域は、各種法制度に基づき厳正に自然環境の保護が担われている。この言い回し、同じだったでしょうか。まったく上流部が世界遺産にくっついているという姿が同じなものですから、その辺りはトーンが同じになっているのかどうか、ちょ

つと事務局の方にお願ひします。

事務局（鶴賀主幹） 今、附田委員からご指摘があった保全計画の5ページ、5の保全の方針その他保全に関する基本的な事項 なんですけれども、そのこの部分のなお書きの、 なお、流域の保全にあつては から、以下4行の 引き継いでいく までの文面なんですけれども、実は、前回各委員の方にお配りした内容について、当初の文案をちょっとお読みします。

なお、流域の保全にあつては、上流域の白神山地世界自然遺産地域では、各種法制度により自然環境の保護を図り、中・下流域の保全地域では、保全計画により保全及び創造を推進することによって、追良瀬川流域全体、ここでは追良瀬川の部分で読んでいますけれども、追良瀬川流域全体の優れた自然環境を保全し、次世代に引き継いでいく というような文章にしておりました。

なお、この文章について国関係機関との協議の時点で、この 各種法制度により自然環境の保護を図り という部分については、これから図るような文面に取れる。そうではなくて、現在、各種法制度に基づき厳正に自然環境の保護が担われている、という現状に直した方がよろしいということがあり、今回の文面に直しています。

また、以下、中・下流域の保全地域については、保全計画により保全及び創造を推進することによって というように以前明記したんですけれども、この部分についても、保全計画により当流域の保全・創造を図るのではなくて、この流域等保全地域に係る、例えば林野の方の国有林の機関、あるいは県の機関、あるいは関係する市町村等、あるいは森林所有者も含まれるという解釈になるんですけれども、こういった方々が、それぞれの管理者が、それぞれの役割を担い、この森・川・海条例の趣旨を尊重して、この流域、ここでは赤石川の流域になりますけれども、この流域の全体の優れた自然環境をみんなで保全していきましょうと。そして、将来にわたって次世代に引き継いでいきましょう、という風な文面に直しております。若干、この部分の2箇所について訂正した理由でございます。

佐々木会長 よろしいでしょうか。この上流の世界自然遺産地域を外したことについての記述ですね、質問は。今の点では。

附田委員 私の質問はですね、前の追良瀬の場合には、世界遺産のことは地域指定しなかったもので、そのこの関わりの記述が無かったんですよ。やっぱり記述すべきだということで、事務局がしかるべき文言、文面を考えたわけですが、今のようないきさつも含めて了解を致しました。

佐々木会長 前はどのような記述にしたんだけっけか。追良瀬川、直したよね。

事務局（鶴賀主幹） 今の赤石川の5ページの方でお読みしますと、5ページの方のなお書きの右側に、各種法制度に基づき厳正に自然環境の保護が担われていると書いていたんですが、当初は、各種法制度により自然環境の保護を図り という風な文章でございます。その 図り というものが、現在進行的にとられるものですから、いわゆる、もう既に、各種法制度が既に担われているということで、担われている という文面に直しております。

佐々木会長 追良瀬川もそういう文章ですか。

事務局（鶴賀主幹） 今回の赤石川の流域の保全計画の文章と、前回の追良瀬川流域の保全計画の文章ですけれども、委員の皆様にお送りした内容については、今回の赤石川の方の文章に記述を同じ内容に訂正してございます。

佐々木会長 はい、分かりました。ということで、委員のご意見をどんどん言って頂ければ。

今の質問で、この文章があると、上の方の上流域、世界遺産地域を除いた関係が少し分かるよということなんですけれども。直接的な言い方にはしていませんけれども。

他にございませんでしょうか。はい。

清野委員 先程の海岸や河口に関するところで、文案の形でということですので、使って頂けるかどうか分かりませんが、念のため読み上げます。

資料 - 2 の保全計画（案）の 11 ページ。（5）あるべき姿に向けた適切な創造、のアイウエオのイの中ですね、イの 自然の作用を最大限に活用した森・川・海づくり という中で、（ウ）というのを追加して頂いて、河川の水や土砂の流れを確保する検討を進める というような。実際上は、河川流量とか土砂の流れがきちんと上流から下流まで到達するかとかですね、あるいは適切な量を、そういった生物の生息地に供給されるかというような、そういうことを検討するというような、少しでもこう、図るとか言うと実際に交渉するかそういう風にとられちゃうと思うので、どうあるべきかを、もうちょっとそういった視線で検討するというような、そういう内容を入れて頂けたらと思います。細かい文章についてはお任せします。

先程ですね、東委員からも、この川が、河口の部分というのが、実際に中流に等しいような形状のはずという事だったんですけれども、かなり土砂が確保されたり、川の攪乱があってというような、そういう河道というのが元々だったんだと思うんですね。それが今、結構色々植物が入ってきたりとか、砂も昔よりも減ったりということで、昔の姿そのものかということ、どうしても徐々に砂とかが無くなって、水も少なくなっているという状態だと思いますので、それを少しでも戻してやれる方策を検討するという、そういう内容です。

で、もう一つですね、文言で言いますと、10 ページ、同じ計画（案）の 10 ページですけれども、海岸の区域のところ、連続性とか人工構造物という意味ですけれども、（3）の海岸の区域で、河口・砂浜・砂丘への連続性のある自然と景観を確保し、人工構造物のあり方も配慮する ということで、入れて頂けたらと思います。

先程、私、導流堤が無いという言い方を差し上げましたけれども、委員の皆様からのご指摘です、導流堤の小さいものというのは確かにあるので、完全な自然の河口で砂州が行ったり来たりするようなものではないんですけれども、ニヨキニヨキと突き出しているタイプのものにまだなっていないので、この程度だとまだ、ぎりぎり人間が最小限いじっている範囲だと思います。ただ、これがニヨキニヨキ沖に出て来るような状態になってしまうと、先程委員長からもお話しがありましたように、どう

してもそういう回遊魚の生息地とか海浜性の生物に対して厳しくなっちゃうので、この位に止めるという様なことかと思えます。

もう一つ、ここ、道路が砂丘のですね、前面を通っているのが右岸側。それから、左岸側が砂丘の裏を、裏というかそういうところを通っているんですけども、やはり海岸道路のあり方としてですね、砂丘の前面を通してしまうと、道路を保守するためにどんどんと砂を防ぐようなものを造ったりとか、あるいはその構造物を入れたりということで、特に国道を海岸に造ると、景観とかいう場合じゃなくなってくる人が多いので、そういう点ではですね、左岸側の砂丘の陸側に道路が入っている部分は、青森県内でもなかなかこう言うところが残っていない中での保全されるべき景観だと思いますので、是非ですね、そういった視点も加えて、多少の構造物はありますけれども、それでもずっと砂丘まで至るような空間が残っていますので、そういった意味合いのことも先程申し上げた文章の含みで入れて頂けたらと思います。以上です。

多分、この五能線と国道の関係を見て頂ければ分かるんですが、鉄道が通っている場所というのが、海岸の中でもまだ、防災と景観とギリギリ成り立たせる状態で昔の鉄道技師の方が選ばれた結構合理的な場所だと思うんですね。その一番いい場所が鉄道にとられているので、道路を造る時にどんどん防災上厳しいところに出てくるので、ここでいうと右岸側にあるような、砂丘の前面の海ギリギリのところを造っていくという状態になると思います。

今後、侵食が激しい海岸で、同様に国道とか県道があるところはですね、やはり道路優先にして、砂浜とか景観を台無しにしていくというのが続く可能性もあるので、ぜひここでの検討はですね、他の県の海岸の参考例にもして頂けたらなという風に希望します。以上です。

佐々木会長 (3)の海岸の区域の、そうすると、工を新しく設けた方がいいですね。

清野委員 そうして頂けると助かります。

佐々木会長 (案)がこれは、みんなそれぞれ見たら、アが色々なボランティア、協力とかそういうのになって、イは地域住民による野鳥観察とか、ウがゴミの防止をすとかになっているから、ちょっと入りにくいから、工を新しく入れた方がいいですね。はい。

同じように11ページの真ん中付近の(5)あるべき姿に向けた適切な創造のところの、イの(ア)(イ)とあったけども、(ウ)に今の先程の点を検討して入れたいと思います。

他にございませんでしょうか。よろしいでしょうか。はい、お願いします。

日景委員 非常に細かいところで申し訳ないんですけども、まず、10ページの(4)のアの(ア)なんですけれど、一番下です。一番下の行のところなんですけど、住民参加による保全に取り組む ということなんですけれども。

どうでしょうか、参加、例えば・(中点)とやって、参画とかですね、あるいはさっきの(3)と連動すると、参加・協力というような、もう少しなんか積極的でもい

いかなという風を感じたんですが。

それと、右のページの11ページの(イ)のところなんですが、ここはぜひ直して頂きたいんですが、環境教育という言葉があるんですが、教育の主語になるのは教師なんですね。教師が教育をする。で、学習というのが子供なので、ちょっと文章として違和感があります。で、環境教育というのを取るのであれば、児童による というのを削除した方がスッキリするかなという風に思いますが。学校現場では、主体であるのは子供だという考え方から、学習という言葉を多用していますので、もしよろしければ、環境学習という方がよろしいかなという風に思うんですけども。ちょっとご検討頂ければと思います。

佐々木会長 いま先生の、ちょっとごめんなさい、最初どの辺りでしたか。

日景委員 11ページの一番上です。

佐々木会長 一番上。

日景委員 教育は間違いじゃないんですけどね、やっぱり、一番中心が子供だというのが教育界の常識になっているものですから、そこら辺を少し考えて。

佐々木会長 これ、環境学習と連携し。

日景委員 環境教育がダメだというわけではないです。このままだと、児童によるというのがすごく違和感があるんです。

佐々木会長 ああ、児童によるというのが入っているから。

日景委員 児童による環境学習。児童による環境教育というのは変だと。

佐々木会長 これ、児童によるを取っちゃえばいいんじゃないの。そのまま全部。

日景委員 だから、児童によるだけを取ればいいかなと。

佐々木会長 取るか、環境学習にするか。どちらがいいですか。先生、どちらがいいと思いますか。

日景委員 だから、学校教師が主語だと教育ですので、子供たちをもっとメインに持ってくれば環境学習。そうするとですね、学習にするとですね、例えば 流域の小学校における児童による環境学習と連携し ということかなと思います。

佐々木会長 はい。における でいいですね。じゃあ、そういう風に直します。ありがとうございました。流域の小学校における児童による環境学習と連携し ですね。はい。2箇所ですね。の が における 。教育 が 学習 と直します。はい、ありがとうございました。以上でよろしいでしょうか。

他にございませんでしょうか。はい。

東委員 またまた細かい話なんですけれども。生物の名前なんですけれども、例えば資料 - 2 の4ページのところに、上流域にはエゾイワナとトウホクサンショウウオがと書いています。で、流域内であれば、確かにトウホクサンショウウオというのはいると思うんですけども、これ、河川の生物じゃないんですね、基本的に。止水系のサンショウウオですので。

佐々木会長 何ページ。

東委員 4ページです。

佐々木会長 4ページ。

東委員 で、何かの資料で当然記載されていると思いますから、どこかには出たんだと思うんですけれども、河川系でサンショウウオが出るとしたら、ハコネサンショウウオくらいかなと思うんですが、その辺、ちょっとご確認頂いて。

で、流域という括りで考えているんだということであれば、このままでいいと思います。ただ、他の生物が、基本的には魚ですけれども、川の中の生き物ばかり載っているものですから、ちょっと違和感があるなということが1つと、先程申し上げました同じ資料の9ページ目の魚の分布、これも若干疑問があるので、後でよろしければ少し相談させて下さい。以上です。

佐々木会長 4ページは。サンショウウオというのは直接はないですけれども。

事務局（鶴賀主幹） 今の4ページの東委員からのお話しなんですけれども、ここでは河川流域に生息する生物という表記をしているんですけれども、いわゆるトウホクサンショウウオをどうしてもここに明記したいということがありまして、魚類はにしないで、生物は という言葉で混ぜた表現にして、苦しいんですけれども、表現を使いました。

東委員 ですから、流域なんですね、じゃあ。河道内にいる生物では基本的にはないんです。間違っ入ることはありますけれども。だから、それが違和感があるという理由なので。別にこれがいちゃダメだというわけではなくて、何となく流れからすると、川の中にいる生物と並べているように見えるんですよ。だけど、この生き物はそうじゃないので、見る人が見れば変だなと思うんですよ。

事務局（鶴賀主幹） 河川の区域だけの生物ではないです。

佐々木会長 河川流域と最初に言っちゃっているから、特別におかしいところがなければこれで。

東委員 そうすると、何か他にも流域内にいる生き物があってもいいかな、という感じがしたので質問したんです。

佐々木会長 最後に「など」を入れますか、じゃあ。上流域にはサンショウウオ、ここに など。中流域にはカジカガエルなど。下流域にはヨシノボリ類などが生息している、という風にします。ということで行きます。はい、ありがとうございました。

他にございませんでしょうか。はい。

清野委員 言葉の修正なんですけれども、保全地域の横長の資料の7ページと12ページに、植物についての言葉があります。これがちょっと整合性が取れていないので、統一した方がいいかなと思います。

まず、7ページは下から5行目で、コウボウムギなどの海浜砂丘植物 となっておりまして、12ページの方はですね、写真とか地図とか載っているんですけれども、ここに 海浜砂丘生植物 という風になっています。

これはですね、砂丘ということが大事であれば、砂丘というのを残してもいいと思いますし、一般的な海浜植物という言い方でよければ、そういう風にシンプルにして

もいいと思いますので、ちょっと背景、どういうことを伝えたいかも含めて、いずれにしても整合するようにご検討下さい。以上です。

佐々木会長 今の点、よろしいですね、事務局の方。

事務局（鶴賀主幹） はい、わかりました。

佐々木会長 他にございませんでしょうか。

ちょっと迷っている箇所があるんですけれどもね。保全計画の9ページの水量のところなんですけれどもね。渇水時に瀬涸れが生じないことであるんです。生じてもいいんだよね、渇水時は。平常時に瀬涸れが生じないようにするのがいいんじゃないのかな。

東委員 平常時に瀬涸れは起きない。

佐々木会長 起きない。だから、何かの水を取り過ぎてとか。

東委員 あぁ、なるほど。

佐々木会長 渇水はもうしょうがない時があるよね。ここの考え方をどうするかな。日常的な清流管理だからな。ずっと続いているんですよ、ここね、1回目から。1回目に言い忘れたものだから、ずっと黙っていたんですよ。まあ、一通りこれでいきますか。おかしいかね。

東委員 このままで、いいんじゃないでしょうか。

佐々木会長 じゃあ、いいことにしましょう。ただ、管理は難しくなるよな。渇水で涸れさせないというのは。水をどこから持ってくる。持ってきようがないでしょう。

東委員 そういう可能性がある河川の時には、特別に検討するというのでどうでしょうか。赤石川はないんじゃないかなと思っているんですけれども。

佐々木会長 多分ないでしょう。でもな、農業用水も必要だし、涸れる時はあるよな。まあ、涸れるよな、あれくらいの川だと。うん、まず、目標だから入れておくか。

はい、他にございますか。じゃあ、今まで審議して、いっぱい意見を頂きました。幾つか、日景先生からも教育の箇所のご指摘等、それから東先生から、それから清野先生から、それから附田委員からも頂きました。

で、流量についてはですね、維持流量を実際に赤石堰堤で流しているので、そういう文章を事務局と考えながら作って、皆さんの元にこれでいいかどうかを判断して頂くということで、そういう追加をしたいと思います。

それから、清野先生のところは、もう一回文章にして、整合性を見ながら、作っていきたいと思います。今日修正した箇所は、今日の審議過程でよしというふうに決まったと思います。

その他は今日出た案で大筋合意できていると認められるので、この委員会でこの赤石川流域保全計画（案）、それから地域（案）、今日の審議した結果でいいということで決めたいと思います。

よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。それでは、最後の文言等の修正については、案が出来次第、委員のところ、この文章でいいかどうかという点でお諮りしていくことにします。ありがとうございました。

予定した議題はこれで全てです。時間が少し早いんですけども、いいですよ。何か特別に言いたいことはないですね。はい、じゃあ、これで今日の審議、10回目ですけども、「青森県ふるさとの森と川と海保全創造審議会」を終わりたいと思います。

今日初めてです。1回で流域の保全計画と地域案が決まったというのは。ありがとうございます。じゃあ、これで終わりたいと思います。あとは進行を事務局にお返しします。

閉 会

司会（相馬主幹） 佐々木会長、長時間にわたりまして議事進行ありがとうございました。

ここで、事務局の方から、一応連絡事項と言うことでお話しさせていただきます。

事務局（豊田GL） 連絡事項ということでございますけれども、今日の審議会の保全計画とかの表現の方法とかですね、もう一度うちの方で相談しながらやりまして、委員の皆様方に確認した上で、管理者等の意見照会の方に進めたいと思います。

それから、奥入瀬川流域と、深浦の追良瀬川流域の保全地域の件なんですけれども、先程、部長の方からも説明がありましたけれども、十和田の奥入瀬川については縦覧が終了しておりまして、まもなく指定となる予定です。それから、深浦の追良瀬川については、いま、各管理者に意見を照会中で、近々縦覧の手続きに入る予定です。

それから、今後の審議会の予定ですけれども、次は下北の方の川内川を予定しておりまして、早ければ10月、遅くとも11月には、審議会を開催したいと考えております。その前に委員の先生方の現地調査をしたいと思っています。日程については、決まり次第ご連絡することとしたいと思いますので、よろしくお願い致します。

司会（相馬主幹） 以上、事務局からの連絡事項ということでした。

これをもちまして、「第10回青森県ふるさとの森と川と海保全創造審議会」を終了致します。皆様、ありがとうございました。